

**個人番号カードを使って住民票などのコンビニ交付を開始しました**

住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線 111)

平成28年4月1日から、個人番号カード(写真付)を使ってコンビニの多機能コピー機で、住民票などの証明書が交付できるようになりました。

▶ **利用時間**  
6時30分～23時(12月29日～1月3日を除く)

▶ **利用できるコンビニ**  
セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・サークルKサンクス  
(注)店舗によっては証明交付に必要な端末がなく、利用できない場合があります。

※須恵町役場1階ロビー設置の自動交付機も利用できます。

▶ **利用できる人**  
・須恵町に住民登録されている15歳以上の  
・個人番号カード(マイナンバーカード)と暗証番号の登録をしている人

▶ **取得できる証明書および手数料**

対象となる証明書	手数料	請求できる範囲
住民票の写し	300円	本人または同一世帯の人
印鑑登録証明書	300円	本人のみ
戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄(抄)本)	450円	本人または同一戸籍の人
戸籍の附票の写し	300円	本人または同一戸籍の人

注1) 戸籍の全部(個人)事項証明書および戸籍の附票の写しは、須恵町民でかつ須恵町に本籍がある人に限ります。

注2) 個人番号(マイナンバー)や住民票コード入りの住民票の写しは、窓口交付のみとなり、コンビニでは交付できません。

※ 証明書の交付手数料の免除に該当する人が、役場設置の自動交付機やコンビニの多機能コピー機で各種証明書を取得する場合は、手数料は免除になりません。(須恵町手数料条例第5条)



**配偶者からの暴力に関する相談窓口について**

健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線124)

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人などから受ける暴力です。身体的な暴力だけでなく、怒鳴る、脅す、電話や外出を制限するなど暴力にあたります。一人で悩まず、ご相談ください。

▶ **相談窓口** (年末年始を除きます)

**配偶者暴力相談支援センター(粕屋)**

☎ 939-0511  
月曜～金曜 8時30分～17時15分 ※祝日を除く

**女性相談所**

☎ 711-9874  
月曜～金曜 9時～17時15分 ※祝日を除く

**配偶者からの暴力相談電話**

☎ 663-8724  
月曜～金曜 17時～24時

土日祝日 9時～24時

**かすや地区女性ホットライン**

☎ 401-5353  
10時～17時(木曜日のみ10時～19時)  
※祝日を除く

**須恵町地域包括支援センター 臨時職員募集**

健康福祉課 ☎ 932-1180(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線 154)

地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント業務や相談業務に従事していただける人を募集しています。

- ▶ **職種** 看護師、社会福祉士または介護支援専門員
- ▶ **身分** 臨時(常勤) ※社会保険有
- ▶ **応募資格** 看護師、社会福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する人
- ▶ **勤務条件** 月曜～金曜 ※祝日を除く  
8時30分～17時15分
- ▶ **賃金** 町の規定に準ずる
- ▶ **提出書類** 総務課備え付けの須恵町臨時職員登録申請書(兼履歴書)
- ▶ **提出先** 健康福祉課

**小中学生の就学援助申請受付について**

子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線245)

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費などの一部を援助する制度です。前年所得などによって審査を行い、認定されれば援助を受けることができます。申請を希望される場合は、子ども教育課へお越しください。

※5月下旬に、小中学校より全児童生徒にお知らせのプリントを配布します。

※これまでに就学援助を受けた世帯も、毎年申請をしないと就学援助を受けることができませんのでご注意ください。

▶ **対象者** 生活保護(教育扶助)に準ずる程度に経済的に困っている世帯

※生活保護(教育扶助)を受けている世帯は対象になりません。

▶ **受付日時** **6月1日(水)～17日(金)**  
※月曜～金曜 8時30分～17時15分まで

※15日(水)は、夜間役場のため20時まで受付

▶ **申請に必要なもの**

- ・印鑑(認印)・校納金振替口座の通帳
- ・就学援助申請書(子ども教育課窓口備え付け)
- ・所得証明書(平成28年1月2日以降に、須恵町に転入した世帯のみ、18歳以上の人全員分必要)
- ・遺族年金・障害年金、児童扶養手当の証書など(該当者のみ)

▶ **援助期間**

受付期間中の申請の場合は、4月分から援助。受付期間後の申請の場合は、その翌月分から援助。

▶ **援助費支給時期** 8月末、12月末、3月末の年3回

**軽自動車税(自動二輪・原付等含む)の納期を変更します**

税務課 ☎ 932-1495(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線 131)

須恵町では、軽自動車税(自動二輪・原付等含む)の納期を6月30日としていましたが、平成28年度から5月末日に変更します(口座振替日も5月末日になります)。納期が土日の場合は、翌月曜日になります。納税通知書は、5月10日頃に発送予定です。5月下旬になっても届かない場合は、税務課へご連絡ください。

**障がい者などによる減免の申請期日も変更となります**

減免の申請期間は、納税通知書を受け取った日から納期の前日(5月30日)までとなっています。

申請には、納税通知書・運転免許証・印鑑・身体障害者手帳などをご持参ください。申請期日を過ぎると受付できませんので、ご注意ください。

**平成28年度 臨時保育士等募集**

子ども教育課 ☎ 932-1459(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線272)

町立保育園・認定こども園で勤務していただける人を募集しています。

- ▶ **職種** 保育士・保育教諭
- ▶ **身分** 臨時(常勤) ※社会保険有
- ▶ **応募資格** 昭和31年4月2日～平成8年4月1日生  
・保育士 保育士資格を有すること  
・保育教諭 保育士資格および幼稚園教諭免許を有すること

▶ **勤務場所**

れいんぼー保育園・アザレア幼児園のいずれかの園

▶ **賃金**

臨時(常勤) 日給7000円(月22日勤務)  
※通勤距離に応じて通勤手当有

▶ **提出書類**

須恵町臨時職員登録申請書兼履歴書

**資源物の持ち去り行為が禁止されます**

地域振興課 ☎ 932-1438(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線 217)

須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部が、本年3月に改正されました。改正内容は、以下の通りです。

○改正の内容

- ・町の回収のために所定の場所に出された資源物を、町や町の委託業者以外の方が持ち去る行為が禁止されました。
- ・集団回収(廃品回収)を実施する場合、実施団体などが回収し、集積場所に集められた資源物を、引き取りを依頼された回収業者以外の方が、持ち去る行為が禁止されました。
- ・資源物の持ち去り行為を行う人に対して、収集などの禁止を命じることができるようになりました。
- ・禁止命令に違反した人や法人などは、罰則規定により5万円以下の過料に処することができるようになりました。